

平成28年5月吉日

お客様 各位

信用組合 愛知商銀

期限前返済に伴う繰上償還手数料制度の導入について

いつも信用組合愛知商銀をご利用いただきありがとうございます。

さて、このたび事業性融資（証書貸付）の期限前返済に伴う繰上償還手数料制度を導入させて頂く事になりました。なにとぞご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

なお、お取扱い開始日より以前のお借り入れについては適用されません。

◆ 取扱い開始日

平成28年7月1日

◆ 手数料金額

繰上返済時期	手数料金額
お借入後3ヶ月超3年以内	繰上返済金額×1.00%+消費税
お借入後3年超5年以内	繰上返済金額×0.80%+消費税
お借入後5年超10年以内	繰上返済金額×0.50%+消費税

◆ 本件の対象外となるご融資

以下に該当するご融資につきましては、従来通り3,000円（税抜）となります。

- ① お取扱い開始日より前に実行されたご融資
- ② ご融資金額50百万円未満のご融資
- ③ 当組合預金担保内でのご融資
- ④ ご融資日から3ヶ月以内に繰上返済される場合
- ⑤ 当組合からお借入される他のご融資により繰上返済される場合
- ⑥ ご融資日から10年を経過したご融資

◆ その他

- ① 手数料計算において繰上返済金額の百万円単位未満は切り捨てと致します。
- ② 融資の利息および本制度による繰上償還手数料などの合計額が利息制限法または出資法の上限金利を超える場合は適用されません。

以 上